

ハラスメント防止のための指針

合同会社ラウト

当事業所は、職場におけるハラスメント防止の為に本指針を定めます。

1 当事業所は、下記の内容を含むハラスメント行為を許しません。

(1) セクシャルハラスメント

- ・性的な内容の発言（性的な質問、噂、冗談、からかい）
- ・性的な行動（不必要な身体の接触、ストーカー行為）

(2) パワーハラスメント

- ・身体的な攻撃（殴打、蹴り、物を相手に投げつける）
- ・精神的な攻撃（脅迫、侮辱、暴言）
- ・人間関係の切り離し（無視、仲間外し、隔離）
- ・過小な要求（能力とかけ離れた程度の低い仕事の強制）
- ・過大な要求（明らかに不可能な仕事の強制）
- ・個の侵害（プライバシーに過剰に立ち入る）

(3) マタニティハラスメント

- ・女性労働者の妊娠、出産、育児、介護に関して就業環境を害する言動をする。

(4) 利用者・家族等から職員へのハラスメントおよび職員から利用者・家族等へのハラスメントの両方

- ・身体的な暴力（殴打、蹴り、物を相手に投げつける）
- ・精神的な暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為で、大声を出す、理不尽な要求をする等）
- ・セクシャルハラスメント（意に沿わない性的な言動）

2 従業員がハラスメントを行った場合、合同会社ラウト就業規則第 28・29・30・71 条に当たることとなり、処分されることがあります。

- ・調査を行い、総合的に判断し、処分を決定する。

3 職場におけるハラスメント対策を行います。

- ・ハラスメント防止対策として、定期的な研修（年 1 回以上）を実施する。
- ・ハラスメント防止の為に方針を従業員に周知する。

4 支援現場におけるハラスメント対策を行います。

- ・職員に対する金品の心づけのお断り
- ・利用者・家族等から暴力やセクシャルハラスメントを受けた場合および利用者に何らかの異変があった場合は、上司および管理者に報告・相談を行う。上司・管理者は、相談または報告のあった事例について、問題点や課題を整理し、会議で検討し必要な対応を行う。

5 相談窓口を設置します。

- ・職場におけるハラスメントに関する相談（苦情を含む）窓口は次の者を置く。

相談窓口：合同会社ラウト ①会社代表 齋藤（055-922-6551）

②ラウト沼津 小林（055-922-6551）

③ラウト清水 山梨（054-376-6297）

6 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取り扱いはいりません。

- ・相談内容などの記録に関しては、漏洩しないよう厳重に管理を行う。

附則 本指針は、令和 4 年 12 月 12 日より施行する。